

岡山県飲食店感染防止対策第三者認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事業者が実施する感染防止対策について県が認証する制度を設けることにより、飲食店における感染防止対策の徹底と県民が安心して利用できる外食環境の整備に取り組むことを目的とする。

(対象)

第2条 本制度の対象となるものは、飲食店営業を行う事業者（食品衛生法（昭和22年法律第233号）に定められた許可を受けた飲食店であり、かつ、その場で飲食させる事業所を営む者（以下「対象事業者」という。）をいう。）が営む県内の事業用施設（次に掲げるものを除く。以下「対象施設」という。）とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条4項に規定する「接待飲食等営業」を営む施設
- (2) 前号に掲げるものを除くほか、知事が特に必要と認めるもの

(適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人が営む施設については、本制度を適用しない。

- (1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- (2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(基準)

第4条 知事は、対象事業者が対象施設において取り組むべき感染防止対策に係る基準（以下「認証基準」という。）を定めるものとする。

- 2 知事は、必要と認めるときは、認証基準の改定を行うものとする。
- 3 知事は、認証基準の改定が行われたときは、その内容を公表するものとする。

(申請)

第5条 認証を受けようとする対象事業者は、対象施設ごとに、感染防止対策を認証基準に沿って実施する旨を、認証申請書（様式第1号）により、又は電子情報処理組織を使用して、知事に申請するものとする。

(認証等)

第6条 前条の規定により認証の申請があったときは、知事（その委託を受けた者を含む。以下「知事等」という。）は、提出された書類を確認するとともに、実地調査を行うこと等により、申請の内容を審査するものとする。

- 2 知事は、前条の申請が認証基準に適合していると認めるときは、当該申請に係る対象施設についてその旨を認証するものとする。
- 3 知事等は、前項の規定により認証したときは、当該認証に係る対象事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、認証した旨を認証通知書（様式第2号）又は同様式と同様の記載内容の書面により通知するとともに、認証した旨を記載する認証ステッカーを交付するものとする。
- 4 知事等は、前条の申請が認証基準に適合していないと認めるときは、当該申請に係る対象事業者に対し、認証しない旨を通知するものとする。この場合において、知事等は、認証基準に適合していない事項を摘示する等、認証しないこととした理由を示すものとする。

(申請書の取下げ)

第7条 対象事業者は、認証通知を受けるまでの間は、取下書（様式第3号）により、又は電子情報処理組織を使用して、申請書を取り下げることができる。

(公表)

第8条 知事等は、対象事業者からの申請を認証した場合は、認証に係る対象施設（以下「認証施設」という。）等を県のホームページ等で公表することができる。

(認証ステッカーの利用等)

第9条 認証事業者は、認証施設において認証ステッカーを利用（当該認証施設の利用者の見やすい場所に認証ステッカーを掲げることをいう。以下同じ。）するとともに、その広告物等において「岡山県飲食店感染防止対策第三者認証施設」の名称を使用することができるものとする。

2 認証事業者は、認証ステッカーを第三者に譲渡する等、認証施設以外のために供してはならない。

3 認証事業者は、その責めに帰することができない事由により認証ステッカーを汚損し、又は亡失したときは、認証ステッカー再交付申請書（様式第4号）により、又は電子情報処理組織を使用して、認証ステッカーの再交付を求めることができる。

(有効期間)

第10条 認証ステッカーの利用及び「岡山県飲食店感染防止対策第三者認証施設」の名称の使用の有効期間は、認証を受けた日から本事業実施期間終了までとする。

(変更の報告)

第11条 認証事業者は、認証施設の名称、認証に係る感染防止対策の内容その他認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、認証事項変更届（様式第5号）により、又は電子情報処理組織を使用して、知事等に報告するものとする。

(調査等)

第12条 知事等は、必要があると認めるときは、その職員等をして、認証施設を調査し、認証に係る感染防止対策の実施状況を点検させ、報告を行わせることができるものとする。

(認証事業者の責務)

第13条 認証事業者は、第10条に規定する期間中、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 認証に係る感染防止対策を誠実に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること。

(2) 認証ステッカーの適正な利用及び管理を行うこと。

(3) 知事等が行う認証施設に係る調査に協力すること。

(認証の辞退)

第14条 認証事業者は、その認証施設が認証の要件を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ、認証辞退届（様式第6号）により、又は電子情報処理組織を使用して、認証の辞退を申し出るものとする。

2 前項の申出をした対象事業者は、直ちに、認証ステッカーの利用をやめ、及びこれを廃棄し、並びに「岡山県飲食店感染防止対策第三者認証施設」の名称の使用をやめなければならない。

(認証の取消し)

第15条 知事は、認証施設が認証の要件を満たさなくなったことを確認したときは、当該認証事業者に対して改善を要請し、又は認証を取り消すことができるものとする。

2 知事等は、前項の規定により認証を取り消したときは、当該対象事業者に対し、認証取消通知書(様式第7号)により、その旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により認証を取り消された対象事業者は、直ちに、ステッカーの利用をやめ、及びこれを廃棄し、並びに「岡山県飲食店感染防止対策第三者認証施設」の名称の使用をやめなければならない。

(認証の効力の一時停止)

第16条 認証施設の従業員又は利用者のうちから新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合(以下「患者発生時」という。)は、その旨を知事等に報告するものとする。

2 患者発生時において、その原因が次条第1項に規定するものに該当するか否かが明らかになるまでの間、知事が必要と認めるときは、当該施設における認証の効力を一時停止することができる。認証の効力を一時停止した場合においては、認証事業者は、直ちに、認証ステッカーの利用及び「岡山県飲食店感染防止対策第三者認証施設」の名称の使用をやめなければならない。

(不遵守の場合の取消し)

第17条 患者発生時において、その原因が、認証に係る感染防止対策の実施を怠ったこと又は認証事業者若しくはその従業員の故意若しくは過失によるものであることが明らかとなったときは、知事は、直ちにその認証を取り消し、その旨を当該対象事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により認証を取り消された対象事業者は、直ちに、認証ステッカーを廃棄しなければならないものとし、かつ、取消しの日から1か月間は新たな認証の申請を行うことができないものとする。

(認証の効力の回復)

第18条 患者発生時において、その原因が前条第1項に規定するものでないことが明らかとなったときは、当該認証事業者は、当該認証施設を媒介とする感染拡大の危険性がなくなったと判断(保健所の指導助言その他の合理的な根拠に基づくものに限る。)できた時から、認証ステッカーの利用及び「岡山県飲食店感染防止対策第三者認証施設」の名称の使用を再開することができるものとする。

2 前項の規定により認証ステッカーの利用等を再開しようとする認証事業者は、あらかじめ、その旨を知事等に報告するものとする。

(まん延の防止に関する措置との関係)

第19条 第5条から第15条までの規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、知事等は、認証の申請の受付を停止し、及び既に付与した認証の効力を一時停止することができる。

(1) 岡山県の区域内において新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置又は同条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置が実施されているとき。

(2) 感染症のまん延の状況を勘案して、知事が、新たな認証を行うこと及び認証の効力を維持することが適当でないと認めたとき。

(免責)

第20条 県は、対象事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取り消されたこと若しくはその効力を停止されたこと又は認証施設において感染症が発生したことによって、対象事業者、認証事業者又は対象施設、認証施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第21条 知事は、必要と認めるときは、この要綱の改定を行うものとする。

2 知事は、この要綱の改定が行われたときは、その内容を公表するものとする。

3 知事は、この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項について、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月12日から施行する。

(制度の終了等)

2 この要綱に基づく認証制度については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了その他の見直しを行うものとする。